

政治資金監査に関する研修テキストの改定（案）新旧対照表

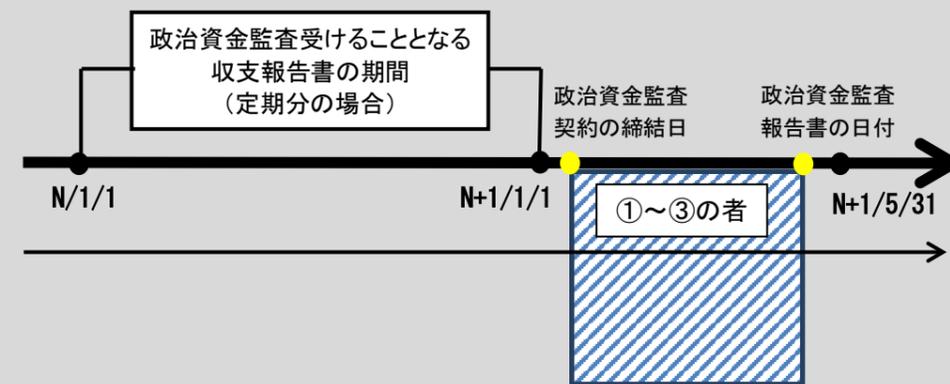
旧	新	改定の概要
<p style="text-align: center;">Ⅱ．登録政治資金監査人</p> <p>1. 登録政治資金監査人の資格</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者 _____ 又はその配偶者 _____ ・ 国会議員間計政治団体の役職員又はその配偶者 _____ ・ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者 _____ <p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、 _____ 政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、<u>上記業務制限に該当してはならない。</u></p> <p>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、<u>政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。</u></p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ．登録政治資金監査人</p> <p>1. 登録政治資金監査人の資格</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）<u>又はその配偶者</u> ② 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者 _____ ③ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者 _____ ④ <u>政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者</u> <p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、<u>登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記 6. ①から③までの業務制限に該当してはならない。</u></p> <p>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、<u>上記 6. ④に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。</u></p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p>	<p>省令改正内容の反映</p> <p>省令改正内容の反映</p>

業務制限の対象範囲（イメージ）

【上記6. ①から③の場合】

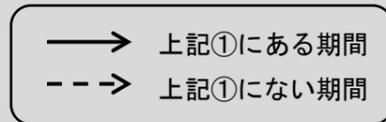
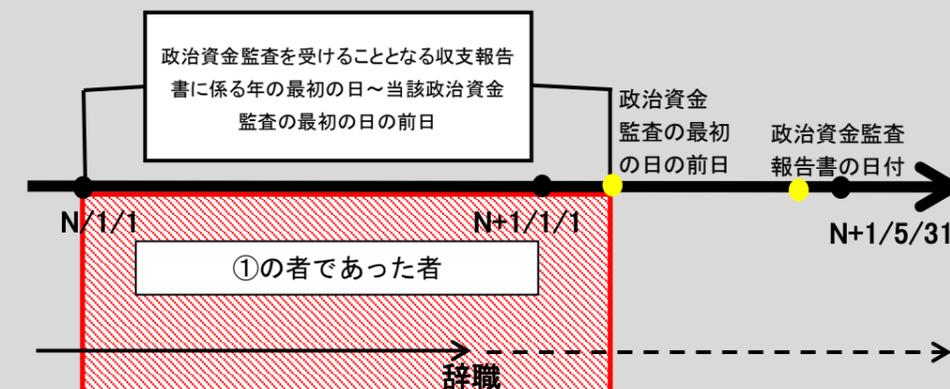
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の青斜線部分）において、以下の①から③のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務
代行者又はその配偶者
- ② 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ③ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者



【上記6. ④の場合】

下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の赤斜線部分）に上記①の者であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。



省令改正のイメージ図を
追加

<p>IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針</p> <p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録政治資金監査人は、<u>使用人等</u>に對して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。 	<p>IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針</p> <p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録政治資金監査人は、<u>使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）</u>に對して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。 	<p>文言の整理</p>
<p>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</p> <p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p> <p>(1) 領収書等の記載事項の確認</p> <p>7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)を確認する必要があること。</p> <p>振込みの方法により支出をした場合</p> <p>振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書(金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、振込明細書に係る支出目的書)を作成することとされている。(ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による追記も差し支えない。))は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。)</p> <p>○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い</p> <p>コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人</p>	<p>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</p> <p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p> <p>(1) 領収書等の記載事項の確認</p> <p>7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)を確認する必要があること。</p> <p>振込みの方法により支出をした場合</p> <p>振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書(金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、振込明細書に係る支出目的書)を作成することとされている。(ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による追記も差し支えない。))は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。)</p> <p>○払込金受領証の取扱い</p> <p>公共料金やネット販売の代金などを金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を含む。)やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面(以</p>	<p>Q&Aの「V-13」の記載に修正(「V-33」の記載も包含)</p>

となる。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したことになり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が作成した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はない。

下「払込金受領証」という。)については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認することになる。

支出の目的、金額、年月日がすべて記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになる。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。

一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要。

①金融機関において支払った場合

金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当する。

この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになる。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。

②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合

コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しない。また、金融機関が発行したものではないことから、振込明細書にも該当しない。

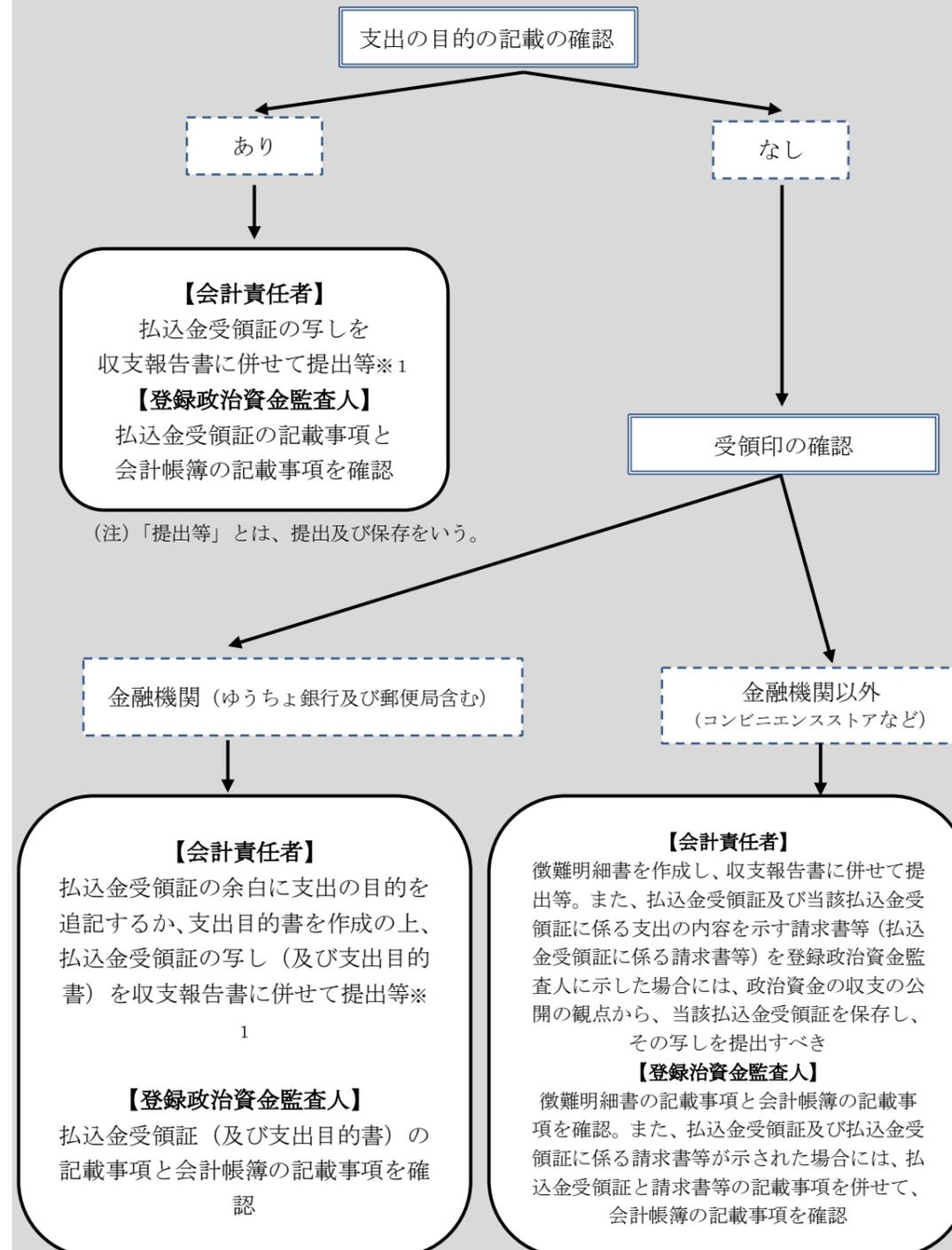
コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられる。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになる。

なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになる。

また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきである。

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャートのとおりとなるので、確認してください。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



(注)「提出等」とは、提出及び保存をいう。

※1 領収書等を徴し難かった事情があると判断される場合には、法令上は徴難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2 金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。

<p>(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求</p> <p>8. 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。</p> <p>4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</p> <p>(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例</p> <p>31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替の利用 公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。 なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は_____領収書等に該当する。 	<p>(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求</p> <p>8. 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。</p> <p>4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</p> <p>(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例</p> <p>31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替の利用 公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。 なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は<u>前月分</u>の領収書等に該当する。 	<p>様式の参照箇所を明示</p> <p>表現の明確化</p>
<p>Ⅶ. 政治資金監査報告書</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>7. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任に範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。</p> <p>9. 登録政治資金監査人の氏名については、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。</p>	<p>Ⅶ. 政治資金監査報告書</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>7. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任に範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。</p> <p>9. 登録政治資金監査人の氏名については、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が_____自署し、かつ、自己の印を押すこと。</p>	<p>Ⅶ・1・7と重複するため、削除</p>

<p>11. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の根拠規定 政治資金監査の<u>対象書類と対象期間</u> 実施した基準 責任の所在と範囲 <hr/> <p>13. 政治資金監査の<u>対象書類</u>については、政治資金監査の対象とした収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を記載すること。また、対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告書の対象となったすべての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) 監査の概要</p> <p>11. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の根拠規定 政治資金監査の<u>対象期間と対象書類</u> 実施した基準 責任の所在と範囲 <u>政治資金監査の実施場所</u> <hr/> <p>13. 政治資金監査の<u>対象期間</u>については、政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となったすべての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。</p> <hr/> <p>また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載例どおりすべて列記すること。</p> <p>(2) 監査の結果</p>	<p>項目分け</p> <p>「監査を実施した場所」も「監査の概要」記載事項なので追加</p> <p>記載の明確化</p> <p>項目分け</p>
<p>16. (現行のとおり)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>会計帳簿等の関係書類の記載方法について</p> <p>記載例(1)～(3)のいずれかの例による場合、監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2 監査の結果(1)」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。 <p>なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。</p> <hr/> <hr/> <hr/> </div>	<p>16. (現行のとおり)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>会計帳簿等の関係書類の記載方法について</p> <p>記載例(1)～(3)のいずれかの例による場合、監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2 監査の結果(1)」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。 <p>なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2 監査の結果(3)」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。 「2 監査の結果(4)」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。 </div>	

<p>2. 政治資金監査報告書記載例</p> <p>(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 業務制限 〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である_____。 以 上</p> </div> <p>(※1) (現行のとおり)</p> <p>(※2) (現行のとおり)</p> <hr/> <p>(※3) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 	<p>2. 政治資金監査報告書記載例</p> <p>(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 業務制限 〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である<u>(※3)</u>。 以 上</p> </div> <p>(※1) (現行のとおり)</p> <p>(※2) (現行のとおり)</p> <p><u>(※3) 使用人等がない場合は、「また、」以下は記載しないこと。</u></p> <p>(※4) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> _____「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 	<p>わかりにくい箇所なので、注意書きを追加</p> <p>マニュアル本文と重複するので、削除</p>
--	--	---

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

(中略)

3 業務制限

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である_____。

以上

(※1) (現行のとおり)

(※2) (現行のとおり)

(※3) (現行のとおり)

(※4) その他の留意事項

- 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

(中略)

3 業務制限

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以上

(※1) (現行のとおり)

(※2) (現行のとおり)

(※3) (現行のとおり)

(※4) 使用人等がない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※5) その他の留意事項

- _____「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

わかりにくい箇所なので、注意書きを追加

マニュアル本文と重複するので、削除

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

(中略)

(別記) (※3) (現行のとおり)

3 業務制限

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である_____。

以 上

(※1) (現行のとおり)

(※2) (現行のとおり)

(※3) (現行のとおり)

(※4) その他の留意事項

- 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

(中略)

(別記) (※3) (現行のとおり)

3 業務制限

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

(※1) (現行のとおり)

(※2) (現行のとおり)

(※3) (現行のとおり)

(※4) 使用人等がない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※5) その他の留意事項

- _____「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

わかりにくい箇所なので、注意書きを追加

マニュアル本文と重複するので、削除

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

(中略)

3 業務制限

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である_____。

以上

(※1) (現行のとおり)

(※2) (現行のとおり)

(※3) その他の留意事項

- 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

(中略)

3 業務制限

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。

以上

(※1) (現行のとおり)

(※2) (現行のとおり)

(※3) 使用人等がない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

- _____「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

わかりにくい箇所なので、注意書きを追加

マニュアル本文と重複するので、削除